

◎新潟県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟県選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成30年4月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
中之口こども園 （なかのくち保育園）	新潟県西蒲区三ツ門 59番地2	遊戯室	259.52	平成30年4月1日